

光市医師会報

昭和56年 8月発行

No. 107



ゴルフ (緑友会遠征ゴルフ 嬉野カントリークラブにて)

高島 潔先生

光市医師会

医師会月間行事

◎定例理事会

7月14日 (火) 7・30 PM

光市医師会館

○報告事項

1. 「社会を明るくする運動」推進大会
について7月22日(水)於市民ホール
午前10時

イ. 推進大会

ロ. 現代型青少年非行の実態とその対
応について

講師 百枝茂久先生

(山口少年鑑別所長)

2. 昭和57年度徳山看護学院高等課程、
準看護科生徒手当について(資料配布)
3. 7月8月の県医師会行事予定につい
て (関係分のみ)

7月2日 産業保健担当理事協議会

7月9日 保健担当理事協議会

7月16日 医師国保通常組合会

7月23日 麻薬担当理事協議会

地域医 システム委員会

8月20日 郡市医師会長会議

4. 山口県学会誌等15号発行について
5. 山口県内科医会について
8月30日 於 防府市
6. 障害に関する用語の整理のための医
師法等一部を改正する法律等の施行に
ついて

7. 救助訓練講習会指導者巡遣について
牛島中・小学校 富恵先生
付属小学校 高島、近藤、富恵先生

8. 会員の異動について

浅海信正先生が赤崎信正と改名

9. 優生保護法施行規則の一部改正につ
いて

10. 健保、国保の審査委員氏名について

11. 板垣先生御母堂死去について

12. 昭和56年度診療所医療監視の実施に
ついて

13. 婦人癌検診について

14. 学校保健会総会(7月9日 於光市
役所)について

15. 7月9日保険担当理事協議会の内容
について

○協議事項

1. 保険担当理事協議会の説明会開催に
ついて

7月21日 午後7時30分より医師会
館において開催の計画 案内、準備等

2. 県医師会役員の医師会訪問について
9月例会を予定する

3. 三谷氏の辞任退職について
受理と決定

後任事務職員の採用について

公募を原則とし事務内容を慎重に
検討すること

4. ボーナスについて

昭和56年度予算通り

5. 喉頭穿刺針の購入について

希望者に幹施する

医師会よりの補助を検討する

◎保険担当理事協議会の説明会

7月21日 (火) 7・30 PM

光市医師会館

担当理事 松村先生より今回行なわれ

た保険の改正点をめぐって、7月9日医師会館に於いて行なわれた保険担当理事協議会の内容を詳しく説明され資議応答があった。

◎定例月例会

7月28日 (火) 7・00 PM

松原屋

○報告事項

1. 国保組合会(7月16日)報告
2. 毎月勤労統計特別調査の協力について
3. 診療報酬明細書のうち高額明細書に関する取扱いについて
4. 麻酔科標榜の許可について
5. 副看護婦認定試験の廃止について
6. 県医師会の郡市医師会訪問について
7. 調剤専門薬局の全国網立案の件
8. 日本医師会声明書の件
9. 障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律の施行について

10. 昭和56年度老人健康診査について

11. 三谷氏退職と後任者の採用について

◎納涼懇親会

7月28日 (火) 7・50 PM

松原屋

月例会終了後 夏委恒例の納涼懇親会を生ビールを腹一杯に酔って賑やかに雑談の一時を過した

<縁友会便り>

縁友会遠征旅行

うだる暑さのまっただ中 7月24日土曜日午後1時出発、嬉野温泉に一泊、真面目で堅い方、精力絶倫の方、賑やかな方、夜遊びが好きな方々等7名参加された。

余り武勇伝も聞かえないところを見ると、嬉野温泉は山あいの田舎の温泉なので静かすぎたのではないのでしょうか。又は暑さでバテたのでしょうか。

参加者が少なかった上に棄権した方もあって今回の成績は発表しないことにします。

会員に対する福祉関係事業一覧

(前々号のつづき後半)

昭和55年現在

加入	種別	会費・保健料・掛金等	摘要
任意加入	グループ保険	年令別による保険料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 掛捨て生命保険である。 2. 保険料は個人契約と比べ 程度であるとみなされる。(同一商品がないので比較は難しい) その上毎年概ね30%前後の配当がある。 3. 中・四国各県医師会を単位としたグループ保険を協栄生命と契約 4. 本県医師会を単位としたグループ保険を安田生命と契約 5. 両グループとも本人1,500万円配偶者300万円まで契約出来るが高令者の年令限度がある。
			<ol style="list-style-type: none"> 1. 償病で就業不能の期間その所得を補償する保険(1年契約) 2. ケガで死亡又は後遺障害がある場合は保険金の50倍を

任	所得補償 保 険	年齢別による保険料 団体割引で15%割安で ある。	給付(限度1億円) 3. 1口20万円で本人の収入額の限度で加入出来る。 4. 無事故の場合保険料の20%を返戻せる。 5. 加入は70才未満という年齢制限がある。 6. 保険会社は安田火災である。
意	生命保険の 団体契約 取 扱 い	年齢別による保険料	1. 団体契約を結んでいる保険会社名 第一, 日本, 住友, 明治, 千体田, 安田, 三井, 協栄 富国, 東京 2. 団体加入ですから個人契約より約1割程度保険料が安 くなる。
加 入	日本医師会 年 金	基本掛金+ 加算掛金 月12,000+ 月6,000 又はその整数倍 基本掛金支払種別 月 払 年 払 一括払 加算掛金支払種別 月 払 随時払 (100,000円の整数倍) 加算掛金は希望により 育英年金として受取る こともできる。	1. 日本医師会員である者は56才まで(A・B会員を問わ ず)随時加入できる。 2. 加入者は基本掛金(12,000円)には必ず加入する。 3. 加算掛金は任意加入できる。 4. 掛金は加入時から満65才の前月まで払込み。 5. 年会開始 満65才に達した日から終身支給する。 6. 途中死亡, 退会等の場合, 利息と共に返戻する。 7. 加入者には年金加入証書等は発行しない。加入時およ び決算期に加入通知書, 年金計算書を加入者宛に送付す る。 委 託 機 関 三井, 東洋, 三菱, 住友の各信託銀行, 大和銀行, 千代 田, 日本, 第一, 朝日, 住友の各生命保険会社
任 意 利 用	県医師会 労働保険 事務組合	所定の労働保険料を納 付	1. 従業員の労働保険(労災保険, 雇用保険)事務処理を 行っている。 2. 現在労災保険は全県, 雇用保険は山口職業安定所管内 (山口市, 吉敷郡, 阿東町)について取扱っている。 3. 民間の労務管理士等に委託すれば相当の手数料を要す るが, この組合は無料でサービスしている。 4. 郡市医で同様の事務組合があるところ 岩国市, 柳井市, 下松市, 光市, 徳山市, 防府市, 宇 部市, 小野田市, 萩市,

あとがき

健康保険改正があって2ヶ月、かってないひどい改正であったことが、段々と結果や数字になって現われて参ります。今後医者にとっていい改正もなく行政的なしめ付けがますます厳しくなるでしょう。暗い医師の前途に、私共の生活はつましやかでいいから明るい希望を見付け出したいものだと思います。

発行所	光市医師会 TEL 0833 72-2234
発行者	大野宗二
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社